



一般社団法人 S.C.P. Japan セーフガーディングの行動規範

はじめに

一般社団法人 S.C.P. Japan（以下、「本団体」とする）は、本団体の掲げるビジョンとミッションに従い、全スタッフと関係者の間で最高レベルの倫理行動が維持されるようセーフガーディングに取り組んでいます。本団体に関わるすべての人が、安全な環境で、安心して活動に参加および参画できることを保障するために、本団体のスタッフおよび関係者は本行動規範に則り組織運営、事業活動をしていきます。

VISION（ビジョン）

一人ひとりが自分らしく歩んでいける未来を創る

MISSION（ミッション）

- 自分らしく豊かに生きる力を養うスポーツの可能性を探る。
- 共生社会をスポーツを通じて推進する。
- スポーツを共生社会創りに活用できる実務者を育てる

行動規範

本団体のスタッフおよび関係者は、以下のことを約束します。

- 障害の有無、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的な意見、出身、出自、経済レベル、その他の身分などのいかなる理由による差別にも反対し、一人ひとりの尊厳とかけがえのない存在としての価値を尊重して行動します。
- 働くうえでパートナーとなる組織や地域社会を含め、自分自身や他の人々の安全、健康、福祉に対するあらゆる不必要なリスクを避けられるよう行動します。
- 自分自身が子どもや若者のロールモデルとなりうることを意識し、責任ある個人の姿を体現するように努めます。
- すべての子ども（および、危険にさらされている成人）が、社会生活でさらされ得るリスクについて認識し、学び続けます。
- 上記のリスクの軽減と排除に尽力し、必要で実行可能な対策をすべて講じます。
- 活動に参加、参画する人たちの最善の利益を考慮し、本人が現在や将来のリスクや影響を考慮した上で意思決定できるように、十分な情報提供を行います。
- この行動規範を広く周知し、本団体に関わるすべての人の身体的、心理的な安全を守る上で、懸念や心配する声などを早期に取り上げ、些細な事象であっても見過ごすことなく、話し合え

る場を確保することで、被害の予防を徹底します。

- 国内外問わず、活動地域の児童労働に関する法律を含む関連法を順守します。
- セーフガーディングポリシーに抵触する搾取や暴力などのあらゆる人権侵害行為についての懸念や申し立てを、適切な手順に沿って速やかに報告します。
- 本団体の活動に関わる以前、以降のものを問わず、搾取と暴力に関わる全ての嫌疑や前科について速やかに開示します。

本団体のスタッフおよび関係者は、日々の活動で以下の行為があることを許しません。

- その意図や程度を問わず、身体的、心理的、性的な暴力を含めたあらゆる暴力、または暴力的と捉えられかねない言動
- 尊厳や権利を傷つけたり、脅かしたりするような言動
- 特定の人たちを差別したり、搾取したり、ひいきしたり、排除したりする言動
- 性のあり方の多様性を無視し、尊重しない、尊重されていないように思われる言動や表現
- 子どもを性的な関係や活動に関わらせること（これには、性的なサービスや行為に対する支払いを伴う活動も含みます）
- 自らの利益や性的欲求のために、子ども、若者と接点を持つとうとしたり、性的な話を持ち出したりする行為
- 18歳未満の子どもと性的、肉体的関係を持つまたは持とうとする行為
- 本人の同意確認なく、身体の撮影、録画、露出、接触などを強要する行為
- 活動に参加する子どもや若者と個人的な関係を築き、活動の目的以外の連絡、接点を持つ言動
- 他者の目が届かない場所や密室的な環境で、子どもや若者と過ごすこと、またそういった状況を黙認、放置する行為
- 2人以上の保護者や監督者を置かない状況で、活動に参加する子どもや若者と休憩したり就寝したりする行為
- 違法行為（違法薬物、未成年の飲酒や喫煙など）や危険行為、他害行動を見逃したり、助長したり、強要するような言動
- 子どもや若者、その他成人であっても支援を必要とする人などの自立や自己決定を妨げるような、必要以上の支援や介入
- 子どもや若者、その他成人であっても支援を必要とする人などが自己決定や意思決定をする過程で、リスクについて軽視し、安易に本人の判断や自己責任のみに任せるような言動
- 本人および本団体の事前許諾なしに、活動に参加する人たちの画像、動画を撮影すること、あるいは、個人的な情報をメディアやSNSなどで拡散し、関係者外に伝達すること

以上

本団体の活動に参加、参画するすべての方は、事前に本行動規範を確認し、誓約書（次頁）をご提出ください。

- 二部ご署名いただき、うち一部は、ご自身の控えとしていつでも見直せるところに保管するようしてください。
- 本行動規範に抵触する、または抵触すると疑われる言動があった場合は、必ず下記の窓口へご相談をお願いします。

【団体内の窓口】

内容	氏名	連絡先
本行動規範に関する提出先・問い合わせ	井上由惟子（セーフガーディングオフィサー）	info@scpjapan.com 090-9974-1012
セーフガーディング相談	セーフガーディングオフィサー ①井上由惟子 ②繁浪由希	① yuiko.inoue@scpjapan.com ② yuki.shigenami@scpjapan.com
セーフガーディング相談	WEB フォーム	https://scpjapan.com/safeguarding-report-form

【団体外の窓口】

内容	窓口	連絡先
セーフガーディング相談 (子どもによる相談の場合)	法務省子どもの人権 110 番 ※平日 8:30～17:15	電話：0120-007-110
セーフガーディング相談 (緊急度が低い場合)	居住地の市町村担当窓口 (例：流山市で子どもに関わる事案の場合 →流山市役所子ども家庭課)	各市町村の役所の電話番号をお調べください。
セーフガーディング相談 (緊急度が高い場合)	児童相談所へ通告 または警察へ通報	児童相談所：189（仔ハヤク） 警察：110

誓約書

私は、一般社団法人 S.C.P. Japan の「セーフガーディングポリシー」および「行動規範」について、説明を受け、内容を理解しました。

一般社団法人 S.C.P. Japan の活動へ参加・参画するにあたって、私は本行動規範を遵守することを誓約いたします。

記入日：

氏名：

署名：